

本校のいじめ防止の取り組み（基本方針）

児童・生徒のいじめによる重大な事故があとを絶たない状況です。

文部科学省も今までのいじめの定義を変更し、児童・生徒が学校生活等をとおし、一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じている状況であれば、これはいじめであるとの見解です。

具体的には 冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、仲間はずれ、集団による無視、ぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする、金品を隠されたり・たかられたり・壊されたり・捨てられたりする、嫌なことや恥ずかしいこと危険なことをされたり・させられたりする、パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌なことをされる等があげられます。

1 いじめに対する基本姿勢

いじめは基本的人権の侵害であるという認識のもと、教職員全員が絶対に許さないという姿勢で取り組んでいます。ホームルーム活動をとおし、担任との面接で生徒一人ひとりの悩み等の解決に向け努力しています。

また、本校はスクールカウンセラーに来校を願い、生徒の悩みの解決に関わってもらっています。教育相談に関わる教員も決めています。

心配事等は学校にご連絡くださいますようお願いいたします。

生徒の皆さんの学校生活が安心・安全であるために次の取り組みを行っています。

2 本校の取り組み

① 職員会議での生徒の関する情報の共有化

毎月1回全教員参加の職員会議を実施しており、必ず1年生から3年生まで、最近の1ヶ月間の状況を各学年主任から報告する。

（特に欠席の多い生徒について情報を共有化する）。

② いじめ対策委員会の開催

開催回数・・・年2回（1学期1回・2学期1回）

構成委員・・・校長・副校長・教頭・事務長・生徒指導主幹

各学年主任・養護教諭・教育相談担当教員

保護者3名（親師会会長・副会長）

備考・・・開催時期は固定化していない。緊急時対応も考慮する。

③ いじめ問題取り組み委員会開催

開催回数・・・年3回（1学期1回・2学期1回・3学期1回）

構成委員・・・校長・副校長・教頭・事務長・生徒指導主幹

各学年主任・養護教諭・教育相談担当教員

備考・・・この委員会は定期的開催するとともに、いじめと思わ

れる事件が実際に起きた場合も開き、情報を共有すること
とでいじめの予防および拡大を防止する。

④ 生徒指導部会議

開催回数・・・必要に応じ会議開催

構成委員・・・生徒指導主幹・生徒指導部担当教員・養護教諭
各学年主任・教育相談担当教員・関係学級担任
部活動顧問・寮監等

備考・・・この会議は実際にいじめ事件が起きた場合の会議でいじ
めに関する情報収集や関係生徒への事実確認を行い指導
計画を立てる。

具体的には

生徒指導部が

中心になり関 →教頭→副校長→校長に報告

係生徒の指導

案を立てる

↓

(保護者に来校依頼
をしたり、関係機
関への連絡・報告)